

① 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十三(三)

平十四・四・一以後終了事業年度分

交換により譲渡した資産の種類及び用途	1		交換差金等 取得資産のみ を取得した場合 又は取得資産と 取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円		
交換の相手先の氏名又は名称	2			圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(12)	14		
交換の年月日	3	平 . .			取得資産の価額(7)	15		
譲渡資産を取得した年月日	4	昭平 . .			取得資産とともに取得した交換差金等の額	16		
交換取得資産を交換の相手先が取得した年月日	5	昭平 . .			取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
譲渡資産の価額	6				圧縮限度額 $((15)-(17))$ 又は $((15)-(17)-1円)$	18		
取得資産の価額	7				圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19		
(6) と (7) の差額	8			取得した場合 譲渡資産と 交換差金等を 交付して取得 資産を	資産の帳簿価額を減額した金額	20		
(6) と (7) のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額	9				圧縮限度額の計算	取得資産の価額(7)	21	
譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	10	譲渡資産の帳簿価額			譲渡直前の帳簿価額(12)	22	
	譲渡資産の譲渡に要した経費の額	11				譲渡資産とともに交付した交換差金等の額	23	
	計 $(10) + (11)$	12			計 $(22) + (23)$	24		
					圧縮限度額 $(21) - (24)$	25		
				圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26			

## 別表十三（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。
- 3 「(6)と(7)の差額8」の金額が「(6)と(7)のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額9」の金額を超える場合には、損金算入の適用を受けることができませんので御注意ください。
- 4 「圧縮限度額18」には、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合には、「(15)-(17)-1円」の金額を記載します。